

北海道告示第10578号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年11月15日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフルエーカー帯広店 資材センター
帯広市東9条南16丁目1-11ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジョイフルエーカー 代表取締役 木村 勇介
札幌市東区北6条東2丁目3番1号
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ジョイフルエーカー 代表取締役 木村 勇市
札幌市東区北6条東2丁目3番1号
(変更後)
株式会社ジョイフルエーカー 代表取締役 木村 勇介
札幌市東区北6条東2丁目3番1号
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
ジョイフルエーカー帯広店 ペット・園芸館
(変更後)
ジョイフルエーカー帯広店 資材センター
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ジョイフルエーカー	代表取締役 木村 勇市	札幌市東区北6条東2丁目3番1号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ジョイフルエーカー	代表取締役 木村 勇介	札幌市東区北6条東2丁目3番1号
- (4) 変更の年月日
上記(3)ア、ウ 平成28年2月21日
上記(3)イ 平成28年4月8日
- (5) 変更する理由
上記(3)ア、ウ 代表取締役社長の異動
上記(3)イ 取扱品目の変更に伴う店舗名称の変更

2 届出年月日

平成28年6月30日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成28年7月15日（金）から同年11月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで